

歴史的建造物（土蔵）の貸付公募要領

この要領は、市街地にある歴史的建造物（土蔵）を有効に利活用するための入居者を募集するにあたり必要な事項を定めたものであり、入居希望者は次の事項を了承の上、お申込みください。

1 貸付の概要

当該物件は、大正10年に建てられた湊川に向かって物資を運ぶスロープが取り付けられていた当時の形跡がうかがえる歴史的建造物（土蔵）です。

市では土蔵を活用しながら保存することを目的に地域に開かれた場所として活用していただき中心市街地や湊川周辺の賑わいの創出に期待し、土蔵内の6区画を公募により貸し出します。

2 貸付物件

- (1) 所在地：氷見市朝日本町907番地（住居表示：12番22号）
- (2) 建物：倉庫 土蔵造瓦葺平家建 397.52 m²（6区画有り、59.6 m²/区画）
：戸前 木造瓦葺平家建 132.23 m²（共有部）
- (3) 建築年次：大正10年(築95年)

3 公募内容

- (1) 公募区画：6区画（1区画：5.46m×10.92m 59.6 m² 約18坪）
- (2) 公募期間：随時（空き区画がない場合を除く。）
- (3) 受付窓口：氷見市移住定住推進課 電話 0766-74-8190
〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
（午前8時30分から午後5時15分まで ※土日祝日を除く。）
- (4) 提出書類：申込書、利用計画書
- (5) 貸付期間：平成29年7月1日から令和9年3月31日までの間で賃借人が希望する期間とします。
- (6) 貸付料：次のとおりとします。
貸付期間が1月を超える長期の契約の場合は
1区画あたり月額30,000円
貸付期間が1月に満たない短期の契約の場合は
1区画あたり日額1,100円
- (7) 貸付料の改定：物価の変動その他の事情により貸付料の額が時価に比し不相当であると認めるときは、貸付料を改定できるものとします。
- (8) 使用目的：用途は事務所や工房など、用途変更を必要としないものとします。用途によっては利用できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

次に掲げるものについては貸付できません。

ア 居住を目的とするもの。

イ 悪臭、騒音、振動及び土壌汚染など、著しく環境を損なうと予想されるもの。

ウ 政治的用途又は宗教的用途に用いるもの。

エ その他市長が不相当と認めたもの。

4 建物等の現状

(1) 建築関係

- ・ 建物は梁間六間、桁行十八間の平屋建てで、屋根は置屋根形式になり、正面には二間幅の戸前があります。室内は三間間隔で計6区画に間仕切られ、それぞれに額縁型で鉄製の片開き扉がついています。
- ・ 各室に分電盤30A（増幅可能）を配備しますが、内装等（照明、コンセント、空調など）の整備は利用者で行ってください。なお、改装する場合は事前に承認を受けていただきます。

(2) 設備関係

- ・ 戸前は共有部とし、男・女トイレ（手洗有り）、照明設備、水洗場1カ所を設けてあります。
- ・ 各室に上下水道設備はありません。
- ・ 各室の通電契約は、原則利用者で行っていただきます。ただし、短期の契約の場合は行っていただく必要はありません。
- ・ 敷地内に駐車場として利用できるスペースはありません。
- ・ 戸前の共有部や敷地の維持管理については、利用者が協力して清掃を行うなど環境整備に努めていただきます。

5 貸付の条件

(1) 市税を滞納していないこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等による法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者及びそれらの統制下にある者でないこと。

(3) 大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員でないこと。

(4) 利用者は本要領の記載事項及び契約書に記載された事項を誠実に履行すること。

6 貸付物件の内見

移住定住推進課までお問い合わせください。

7 借受人の決定

利用計画書を確認し、支障がないと認めたときは、賃貸借契約書を市長と締結するも

のとします。

8 物件の貸し付け

建物は現状のまま利用者に貸し付けるものとします。

9 物件の維持保全

利用者は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意を持って貸付物件の維持保全に努めるものとします。

10 物件の返還

(1) 利用者は、貸付期間が満了するまでに物件を原状に回復し、返還していただきます。

ただし、氷見市が特に原状回復の義務を免除した場合は、この限りではありません。

(2) 利用者は、返還にあたり、貸付物件に投じた改修費等の有益費その他の費用があっても、市はその補償はしないものとします。

11 貸付料の精算

契約が解除された場合において、既納の貸付料は返還しないものとします。